

オンライン英会話導入委託業務 仕様書

1 業務名 オンライン英会話導入委託業務

2 業務目的

オンライン英会話による個人レッスンにより、生徒一人一人の英語力に応じた指導の充実を図り、コミュニケーション力の向上及び外国語教育の推進を行う。

3 契約（履行）期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

令和5年度は単年度契約とするが、事業の遂行状況が良好と認められ、予算について市議会で議決された場合に限り、令和6年度以降の契約を行う。

4 業務内容

鳴門市教育委員会、学校の指示のもと鳴門市内の中学校へ通う生徒を対象にインターネット環境を利用した英会話指導の実施に係る次の業務を履行する。

（1） オンラインによる同時双方向型のマンツーマン英会話指導の実施

- ① 1回につき20分～30分程度のレッスンを延べ1,600回（例：160名に対して10回）以上実施すること。具体的な受講人数や日程等については学校と協議すること。
なお、委託料の上限に達した時点で完了とする。
- ② 講師は、英語を母国語とする者又は同等の語学力を有する者。英語が母国語でない者の場合、英会話指導について十分な研修を受けており、効果的に業務を遂行できる者であること。
- ③ 最大35名が同時に受講できること。
- ④ 学校の要望に応じ1校時目から放課後の間に受講できること。（概ね午前8時30分から午後5時までの間）
- ⑤ CEFR A1レベル以上に対応し、中学校学習指導要領に定められた言語材料で構成された教材を使用すること。
- ⑥ 学校から予約及び予約変更が可能なオンラインシステムを有していること。
- ⑦ 体調不良等による受講者の欠席や学校の臨時休業の他、受託者に起因する要因又は講師が在住する国に起因する要因等により、一回のレッスン中に累積5分以上の不具合が生じた場合は、所定の手続きによりレッスンの振替を実施すること。

（2） 英会話指導の円滑な導入に係る関係教職員対象の事前研修会等の実施

- ① 現地又はオンラインにて事前研修会を行うこととする。
- ② 英会話指導の導入後にシステムや運用方法等の変更や学校長からの要請があった場合は、職員研修を実地又はオンラインにより実施すること。
- ③ 教職員用の操作手順マニュアル及びトラブル対応マニュアルを作成し、事前研修会において説明を実施すること。

（3） 学校の通信環境及び実機を用いた動作テストに基づく確実な業務の履行

- ① 現地又はオンラインにて実際に用いる機器等を用いた動作確認を事前に行うこと。端末及び校

内LANの仕様については以下のとおり。

ア 一人一台学習者用端末

O S : W i n d o w s 1 0 P r o
C P U : C e l e r o n N 4 1 2 0
R A M : 6 G B
S S D : 1 2 8 G B
無線 : I E E E 8 0 2 . 1 1 a c

イ校内LAN

基幹 : 1 G b p s
無線AP : 全普通教室に設置
注1 アの他の端末を使用する場合もある。

② 正常かつ円滑な英会話指導の実施が困難となる通信障害が発生した場合、受託者はその解消に向けた調査を行うとともに、鳴門市教育委員会及び学校と協議の上、障害を解消すること。

(4) この業務に係る英会話指導の効果検証を目的としたアンケートの実施・分析及び結果報告

① 鳴門市教育委員会又は学校から要請があった場合、生徒のスピーキング能力の伸長を測ることができるスピーキングテストを実施し、その結果を生徒及び学校へ提供すること。ただし、スピーキングテストは、レッスンの枠内で実施することとする。

② 本業務における成果を検証するために、アンケート調査を実施し、集計及び分析結果を学校と市教育委員会へ報告すること。

5 その他

(1) 学校の端末に専用アプリ等を導入する必要があるときは、市教育委員会及び学校と協議の上、許可を得た場合のみインストール等を実施することができるものとする。

(2) 通信に必要なネットワーク設定及び調整は、市教育委員会と協議を行うこと。

(3) 本業務の履行に係る個人情報の取扱については十分な注意を図り、流出・損失が生じないよう取得・保護・管理をしなければならない。(詳細は、契約締結時に個人情報取扱特記事項へ記載する。)